

令和2年度被害防除事業一覧

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業（国補）			鳥獣害防止施設整備事業（県単）
	推進事業（ソフト事業）		整備事業（ハード事業）	
	右記を除く経費補助	有害鳥獣捕獲に対する活動経費補助		
事業内容	鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向け、鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、地域の実情に応じて各種関連事業との連携の下に実施される、次の事業内容の実施に要する経費に対し補助 （複数メニュー選択）			野生鳥獣による農作物の被害を防止するために必要な次の施設等の整備に要する経費に対し補助 ①鳥獣侵入防止対策 電気柵、ワイヤーメッシュ柵、防鳥網等 ②鳥獣捕獲対策 捕獲用具（箱わな、囲いわな） ③周辺環境改善対策 緩衝帯の設置、獣肉処理施設内の機器
	①推進体制整備（市町協議会等） ②有害捕獲（捕獲機材、狩猟免許講習会等） ③被害防除（被害防止対策研修会等） ④生息環境管理（緩衝帯設置等） ⑤サル複合対策 ⑥他地域人材活用 ⑦ICT等新技術の活用 ⑧農業者団体等の被害総合防止活動 ⑨ジビエ等利用拡大に向けた取組 ⑩県が実施する研修や新技術等実証展示等	①有害鳥獣捕獲の活動経費補助 （24年度国補正で造成された基金 （当時は27年度まで実施予定）が国庫に返納されることになったことに伴う27年度からの新（振替）メニュー）	①鳥獣害防止施設（侵入防止柵等） ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案	
補助率等	事業主体：市町・県 事業実施主体：市町協議会・県 補助率：1/2以内・定額 （※）新規地区、鳥獣被害対策実施隊の取組み、農業者団体の取組は定額（市町（1団体）当たり原則200万円以内。）	事業主体：市町 事業実施主体：市町協議会・市町 補助率：定額 （※）1頭羽当たり単価 ・ 卍 8,000円 ・ イソジ、シ成獣 食肉処理利用等 9,000円 焼却施設搬入 8,000円 上記以外 7,000円 ・ 上記以外の獣類 1,000円 ・ 鳥類 200円	事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協等 補助率：1/2以内 （※）侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分が定額（上限単価あり） （※）山村、過疎、離島、半島、特定農山村の5法指定地域は55/100以内	事業主体：市町 事業実施主体：市町、市町協議会、農協、認定農業者、認定新規就農者、営農集団等 補助率：1/3以内（県1/3、事業実施主体2/3） （※）市町に1/3継足を要請
採択条件	○被害防止計画を作成	○被害防止計画を作成	○被害防止計画を作成 ○受益戸数が3戸以上	○国庫補助金及び他の県補助金等が交付されていない ○受益戸数が2戸以上（認定農業者等の場合は1戸以上） ○県内外で効果が確認されている防止方法である
予算額	予算額：15,500千円	予算額：199,300千円	予算額：127,000千円	予算額：10,000千円
所管	本庁	農産園芸課		
	局	地方局産業振興課		